

NGOsの先制攻撃

- COP13（カンクン）のサイドイベントから -

2017.1.27.

JBA生物資源総合研究所 炭田 精造

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

1

目次

1. デジタルDNA情報 VS. 名古屋議定書

2. EU規制（遵守措置）VS. 「新しい利用」

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

2

1. デジタルDNA情報 VS. 名古屋議定書

－ NGOs がバイオパイラシー論を一斉に主張 －

NGOs の挑戦 ①

- ゲノムの全合成、編集が容易になり、配列情報があれば物理的な遺伝資源へのアクセスの必要がなくなってきた。
- DNAデータベースが名古屋議定書の効果を減殺するだろう。議定書はYou Tubeの時代にビデオカセットを規制するようなもの、になる。

(ETC Group, Montreal, Canada)

出典：”Rise of digital DNA raises biopiracy fears” by Kelly Servick, see <http://www.sciencemag.org/news/2016/11/rise-digital-dna-raises-biopiracy-fears>.

NGOs の挑戦 ②

- ”デジタル・バイオパイラシー”の防止策を緊急に策定すべき。
- ITPGRFA(“DivSeek”:作物等の塩基配列解析)やWHO(PIP枠組み:ウイルスDNA配列データの交換)のABS論議をCBD傘下の原則に調和させるべき。

(International Civil Society Working Group on Synthetic Biology (ICSWGGSB))

出典: ”Synthetic Biology and the CBD, Five key decisions for COP 13 & COP-MOP 8

NGOs の挑戦 ③

- 大量の遺伝情報の利用により、遺伝素材のサンプルにアクセスする必要性が大幅に低下した。
- 今後、提供国が遺伝資源を効果的に支配できる唯一の方法は、**既存の枠組み (CBDなど) を変えることだ。**

(SPDA, ペルー)

出典: “The two worlds of Nagoya - ABS legislation in the EU and provider countries: discrepancies and how to deal with them, 1 December 2016, Publishers: Public Eye (旧名 Berne Declaration), Natural Justice.”

NGOsの主張の特徴

- 条約(CBD、名古屋議定書)の原則を無視
- 事例に基づく説明がない(実証性の欠如)
- 仮想論による先進国の攪乱が狙い

今後の課題

「生物多様性条約の目的は何か？」
という原点に戻った議論から始めるべき。

オープンな情報アクセスは科学の発展の基礎

情報
(e.g. デジタル)



大学、研究機関、
企業、個人等
(先進国、途上国を問わず)

社会における各種の条約の役割

「生物多様性条約」の
役割は何か？

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

2. EU規制 (遵守措置) vs. 「新しい利用」

- NGOsがEU規制を批判 -

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

EU規制の適用範囲

| EU規則 (注1) | NGOsの主張 (注3) |
|--|---|
| <p>● 「いつ取得したか」が重要:</p> <p>適用範囲: 下の条件をすべて満たす「遺伝資源」& 「関連する伝統的知識」</p> <p>(1) 議定書(注2)がEU域内で発効した日以降に取得したもの (EU規則第2条1)</p> <p>(2) 議定書締約国である提供国のABS国内法令が適用されるもの (EU規則第2条4)</p> <p>(3) 議定書締約国の国内において取得したもの (EU規則第3条3)</p> <p>注1: Regulation (EU) No 511/2014を指す。 注2: 議定書とは名古屋議定書を指す。</p> | <p>● 「いつ利用したか」が重要:</p> <p>「物理的に入手した日」ではなく、「利用をする日」から利益配分の対象になる。</p> <p>たとえば、過去に遺伝資源等を物理的に入手していたとしても、議定書(or 提供国の国内法)の発効後に「新しい利用」をすれば、利益配分の適用対象になる。</p> <p>例えば、コレクションにある遺伝資源の多くはこれに該当する。</p> <p>注3: 出典: “The two worlds of Nagoya – ABS legislation in the EU and provider countries: discrepancies and how to deal with them, 1 December 2016, Publishers: Public Eye (旧 Berne Declaration), Natural Justice.” のpage 5を参照。</p> |

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

AU (アフリカ連合) 委員会の意見

- 遺伝資源を物理的に取得していても、「新しい利用」をする際には、PIC取得とMAT締結が必要。
- コレクションにある多くの遺伝資源の利用はこれに該当する。分譲された遺伝資源を「新しい利用」に供すれば、利益配分をするべき。

JBA注:

- ① この意見は、**AU戦略ガイドライン(2015)の paragraph 9**、の規定に基づく。
- ② AU戦略ガイドライン(2015)は法的拘束力を持たないから、**提供国であるAU加盟国の国内法がどのように規定しているか、が重要**となる。

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

“Union for Ethical Biotrade” の意見

- 「EU規制の遵守」イコール「ABS遵守のお墨付き」との誤解をしている欧州企業が多い。

JBA注:EUの利用者には、①「EU規制」、および、②「資源を提供した国の国内法令」、の双方を遵守する義務がある。

- 法務的な対処のみに偏り、ベストプラクティスのフォローを軽視する企業には風評被害のリスク (reputational risk)がある。

海外協力機関 (ドイツ) の専門家の意見

- 「新しい利用」のコンセプトについては、欧州議会で賛否両意見が提出されたが、遡及性にフォーカスした議論の結果、EUの意思決定機関のすべてが最終的に却下した。

- 世界の主要コレクションの多くは先進国にあり、EU以外の先進国も、EUと同様の意見だと思う。

- したがって、「新しい利用」のコンセプトの国際的な影響は、おそらく、minorであろう。

今後の課題

- ① 日本は、信頼される国を目指し、
- ② **国内措置、ベストプラクティス**に従い、
- ③ 今後も肅々と、**新たな努力**を継続する、
ことが重要。

ご清聴ありがとうございました。